

電線工業経営者連盟 競争法コンプライアンス指針

2020年5月15日制定

1. 基本方針

- 1) 電線工業経営者連盟（以下、「当連盟」という）は、電線業界における人事労務関係の諸課題に関する調査・研究と情報共有化及び関係労働組合との意見交換を通じ、会員各社の人事諸制度の充実と従業員の福祉増進を図ることを目的とする。
- 2) 当連盟は、当連盟のあらゆる活動について、我が国における「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」及び諸外国の競争法（以下、併せて「競争法」という）を遵守し、かつ、当連盟の会員各社、事務局及び役職員が市場の公正かつ自由な競争を阻害することなく安心して当連盟の活動に参加できる環境を整えるために本指針を制定する。

2. 禁止事項

当連盟の会員各社、事務局及び役職員は、当連盟の基本方針を十分に理解し、当連盟の活動を通して、競争法に抵触する行為及びその疑いを惹起する行為を行ってはならない。

3. 会議の運営

- 1) 当連盟の行う会議は、総会、理事会、理事専門委員会、専門委員会、懇親会等とし、議題は当連盟の運営に関する事項、ならびに労働組合法に基づく労働組合の行う行為に対する経営側の行為に関する情報交換及び意見集約とする。
- 2) 会議開催に当たっては、当連盟役職員が1名以上会議に出席する。
- 3) 会議において競争法上問題となるおそれのある事項その他議題と関係のない事項に関する議論、情報交換、資料の配布等は行わない。
- 4) 会議において、競争法上問題となるおそれのある発言等があった場合は、即時に当該会議を終了する。
- 5) 会議終了後、速やかに議事録を作成する。

4. 調査・統計について

- 1) 当連盟の行う調査・統計は、労働組合法に基づく労働組合の行う行為に対する経営側の行為に関するものに限る。具体的には、会員各社の人事諸制度、労働条件、労働災害情報等に関する定期調査及び調査結果の提供等を行う。
- 2) 調査・統計業務は当連盟事務局が行う。
- 3) 当連盟事務局は、収集した会員各社のデータが外部に流出することのないよう厳重に管理する。

4) 会員各社は、当連盟から提供された情報を労働組合法に基づく労働組合の行う行為に対する経営側の行為以外に使用してはならない。

5. 本指針の周知徹底

当連盟は、本指針をホームページに公開し、当連盟の会員各社、事務局及び役職員等への周知徹底を図る。

以 上